

民法 Chapter 37

Date

/

Date

/

Date

/



不法行為に基づく損害賠償に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 Aが自動車を運転中、運転操作を誤って歩行中の幼児Bをはねて負傷させ損害を生じさせた。この場合、交通事故の被害者である幼児Bに過失がなかったときは、Bの父C又は母Dに過失があったとしても、それを理由として賠償額が減額されることはない。
- 2 A社の従業員Bが、A社所有の配達用トラックを運転中、運転操作を誤って歩行中のCをはねて負傷させ損害を生じさせた。A社がCに対して損害の全額を賠償した場合、A社は、Bに対し、諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から、信義則上相当と認められる限度においてのみ、求償をすることができる。
- 3 A飲食店の店員Bが出前に自動車で行く途中で他の自動車の運転手Cと口論となり、ついにはCに暴力行為を働き負傷させ損害を生じさせた。この場合、事業の執行につき加えた損害に該当せず、Bの使用者Dは、使用者責任を負わない。
- 4 Aの運転する自動車が、見通しが悪く遮断機のない踏切を通過中にB鉄道会社の運行する列車と接触し、Aが負傷して損害が生じた。この場合、踏切は土地工作物にはあたらないから、AがB鉄道会社に対して土地工作物責任に基づく損害賠償を請求することはできない。
- 5 Aの運転する自動車がAの前方不注意によりBの運転する自動車に追突してBを負傷させ損害を生じさせた。BのAに対する損害賠償請求権は、Bの負傷の程度にかかわらず、また、症状について現実に認識できなくても、事故により直ちに発生し、3年で消滅時効にかかる。

正解

2

[不法行為] 不法行為

1 妥当でない

被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる（過失相殺 民法722条2項）。判例は、同法722条2項にいう被害者の過失には、被害者側の過失をも包含するとした上で、いわゆる被害者側の過失とは、被害者本人と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられる関係にある者の過失をいうとしている（最判昭42.6.27）。本肢の場合、幼児Bの父C又は母Dは、Bと身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられる関係にあるといえるから、C又はDの過失は、被害者側の過失にあたる。したがって、C又はDに過失があった場合、同法722条2項により賠償額が減額されることがある。

2 妥当である

使用者の被用者に対する求償権について、判例は、事業の性格・規模・労働条件・加害行為の態様など、その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から、信義則上相当と認められる限度においてのみ、求償することができるとしている（最判昭51.7.8）。

3 妥当でない

ある事業のために他人を使用する者は、原則として、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う（民法715条1項本文）。この「事業の執行について」は、事業の執行そのものと、これに関連して行われる行為を含む。判例は、飲食店の店員が自動車を出前中に他車の運転手と口論になり、相手を怪我させた行為について、「事業の執行行為を契機とし、これと密接な関連を有すると認められる行為」にあたるとして、使用者責任を認めている（最判昭46.6.22）。

4 妥当でない

踏切道は、本来列車運行の確保と道路交通の安全とを調整するために存するものであるから、必要な保安のための施設が設けられてはじめて踏切道の機能を果たすことができるものである。したがって、土地の工作物たる踏切道の軌道施設は、保安設備と併せ一体としてこれを考察すべきであり、もしあるべき保安設備を欠く場合には、土地の工作物たる軌道施設の設置に瑕疵があるものとして、民法717条所定の帰責原因となる（最判昭46.4.23）。

5 妥当でない

民法724条柱書は、「不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。」と規定し、同条1号は、「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。」を掲げている。また、同法724条の2は、「人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条〔724条〕第1号の規定の適用については、同号中『3年間』とあるのは、『5年間』とする。」と規定している。ここで「損害を知った時」とは、損害発生の可能性を知った時ではなく、損害の発生を現実に認識した時をいう（最判平14.1.29）。したがって、BのAに対する損害賠償請求権は、事故により直ちに発生するわけではなく、また、3年で消滅時効にかかるわけでもない。

以上により、妥当なものは肢2であり、正解は2となる。